

令和4年度第2回高知県児童福祉審議会

- 1 日 時 令和5年3月30日（木）10：00～11：20
- 2 場 所 高知城ホール 大会議室
- 3 参加者 委 員 笹岡委員、杉原委員、橋本委員、岡谷委員、北川委員、吉野委員、
福田委員、山崎正雄委員、野村委員、森田委員、山崎雄一郎委員、
久万委員、福留委員、徳弘委員、野々宮委員、井上委員
子ども・福祉政策部 山地部長
〃 田村副部長
事務局 障害福祉課 西野課長
子育て支援課 泉課長
子ども家庭課 谷脇課長
幼保支援課 田中課長
中央児童相談所 森所長
子ども家庭課 公文課長補佐

4 審議事項

「第2期高知家の子どもの貧困対策推進計画」の変更について

令和5年秋頃に策定予定の国の「こども大綱」の内容を反映させるため、第2期子どもの貧困対策推進計画及び第3次ひとり親家庭等自立促進計画の計画期間を令和6年度末まで延長することについて、承認された。

[質疑意見等要旨]

(委員)

期間の延長に伴い、KPI等の目標値はどのようになるか。

(事務局)

各計画は年次で進捗管理をしており、令和5年度の計画目標については、記載の内容で取り組んでいきたい。また、実態調査も検討中のため、実態調査を実施することになれば、その結果も踏まえて令和6年度の計画目標を設定していく。

(事務局)

目標値の設定については、ご指摘のとおり非常に重要と考えている。本計画については、その進捗状況や成果を県民にわかりやすく伝えるためのものと考えており、数値目標や進捗状況について、可能な限り数値化して示していきたいと考えている。全体的な目標値も含め、次回までに整理したいと考えている。

(委員)

審議事項である高知家の子どもの貧困対策推進計画の変更の説明において、途中から日本一の健康長寿県構想の説明に移っていったが、どう理解すれば良いのか。

(事務局)

高知家の子どもの貧困対策推進計画については、日本一の健康長寿県構想や教育等の振興に関する施策の大綱を踏まえ、連動した計画となっている。

本計画の主な変更点は、健康長寿県構想のバージョンアップや教育等の振興に関する施策の大綱の改訂における議論を落とし込んだものとなっている。

(委員)

高知家の子どもの貧困対策推進計画において変更した箇所について、その変更の元となっている健康長寿県構想を用いて説明したということか。

(事務局)

おっしゃるとおり。

(委員)

高知家の子どもの貧困対策推進計画の改定部分の具体的な説明資料が日本一の健康長寿県構想や教育等の振興に関する施策の大綱になるということです。

(委員)

健康長寿県構想の P61 にこども家庭センターへの移行とあるが、何がこども家庭センターに移行するのか。

(事務局)

市町村において設置されている、母子保健を所管する子育て世代包括支援センターと児童福祉を所管するこども家庭総合支援拠点を一体化したこども家庭センターの設置が市町村に努力義務化されるもの。

(委員)

当日に資料を渡されて意見を求められても議論しづらい。事前に配布するようにはできないか。

(事務局)

ご指摘のとおり。この審議会の開催のタイミングや資料の配付方法等、工夫したいと考えている。

全国的な指標を並べた上で高知県の動きや課題、一年間の取組成果、次年度に向けた課題等をこの場でご議論いただきたいと考えている。今後、審議いただく形についても工夫をさせていただきたい。

(委員)

健康長寿県構想 P63 の産後ケア事業利用者数において、9.6%という数字の分母と分子は何か。次年度の目標値である 15%という数字は、この数値で十分か。

乳幼児期の成育は非常に大切なものとする。保育所等につながっていない児童について、どう対応するかも課題。

S SWが就学前から関わっていくというのは、具体的にどのような対応をするのか。

(事務局)

分母は当該年度の出生数、分子は事業の利用者となっている。次年度の 15%という目標設定については、市町村の子育て包括支援センターにおいて妊婦全員に面接を行う中で、特に支援が必要と認められ、継続的に支援をしていく妊婦の割合が概ね 15%程度であることから設定している数値である。

本事業については、どんどん拡大していきたいという思いはあるが、対応する施設・助産師等の受け皿が十分でないという課題がある。次年度については、ショートステイに対応する施設数を増やすなど、受け皿を増やすことで利用者の拡大に努めていきたい。

(事務局)

S SWの就学前児への支援の対象については、次年度小学校に上がる 5 歳児及びその保護者を主な対象としている。

具体的には、小学校を回る一方で園にも回り、保護者らと関わる。小学校に上がることに向けての相談を受けたり、その情報を小学校に共有したりしている。なお、内容としては発達に関する相談や支援が主となっている。

(委員)

産後ケアが必要な人というのは母親が課題を抱えていることも多く、保健的な面から見えていく必要があるが、それを行うところがないとの声も市町村から上がっている。産後ケアで必要なのは、課題を抱えている世帯に支援を行っていくこと。家庭全体を見ていかななくてはならない。児童福祉だけでなく、母子保健との連携が必要。

医療・保健・福祉・教育が一体となってやっていかななくてはならない。

(委員)

支援組織の充実といった課題についてどのように考えているか。

(事務局)

親自身が発達に課題を抱える家庭など母子ともに厳しい状況にある家庭に対する支援体制としては十分でない部分があるのはご指摘のとおり。限られた資源の中で、そういった家庭を支えていくために、支え方も考えなくてはならない。多面的・重層的に家庭を支えていくために、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を一体化した子ども家庭センターの推進に取り組んでいき、課題を抱える家庭をどのように支援機関につなぎ、継続的に支援していくのか等、地域共生型の取組を進めて、多分野が関わる支援体制の構築に取り組んでいきたい。

(事務局)

多分野が連携した取組というところで、高齢・障害・児童等においても縦割りではなく、横につながる形で高知型地域共生社会の実現に取り組んでいきたい。そういった多分野が一体となっていく支援等について、今後ご意見をいただきたい。

(委員)

ヤングケアラーへの支援におけるリーフレットの作成等においては、家族で支え合うこと自体に否定的な印象が付くような表現にならないよう気をつけてもらいたい。

保護者に対して、困った時にはこういうところに頼ればいいというのが伝わる内容にしてもらいたい。

5 報告事項

令和4年度高知県児童福祉審議会各部会等の取組報告について

各部会等の取組状況について報告を行った。

[質疑意見等要旨]

(委員)

里親が毎年増え、家庭養育の中で子どもたちが育っていくことは好ましいことではあると思う。半面、家庭の中は見えにくい部分もあるので、子どもたちが心身ともに傷つくことのないように、地域や関係機関で支えて、しっかりと里親さんが育ててほしい。